

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づく
まちづくりの状況に関する調査検討報告書 (修正案)

報告にあたって

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員として、平成22年10月に拝命を受け、3年6か月にわたり、延べ 回の審議会を開催し、参加と協働のまちづくりに関し調査、検討してまいりました。

調査、検討にあたっては、資料に基づき慎重に議論を重ねることはもちろん、直接地域、施設に出向き実態調査、関係者へのヒアリングを行い、地域の実情の把握に努めました。住民自治によるまちづくり基本条例（以下「基本条例」）で規定する範囲は非常に多岐にわたりますが、効果的な仕組み、制度及び事業等が展開できるよう、議論の焦点を絞り、報告書としてまとめました。

この報告の内容は、審議会で出された様々な意見を報告書という形でまとめたものですが、日々状況が変化し動きがある“まちづくり”という性質上、基本条例に基づく政策の立案、実施については、本報告書を基調としつつも、より多角的な視点からの検討が必要です。また、ここに記されたこと以外にも検討すべき課題も多く残されていると思います。

この報告書は、基本条例第33条第2項に規定される審議会から町長へ対する「提言」であり、柴田町におかれましては、この報告書を生かし、より一層参加と協働のまちづくりを促進されることに期待いたします。

1. はじめに

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会は、“生き生きとした住みよいまちの実現”という基本条例の目的実現に向けてまちづくりが行われているのかについて、その状況を定期的に検証し、課題を明確にするとともに必要な提言をするという趣旨に基づき、平成22年10月以降、延べ 回の審議会を開催し、柴田町の参加と協働のまちづくりの進捗状況等について、調査、検討を行った。

年度	回	開催月日	調査・検討内容
平成22年度	第1回	10月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付 ・審議会の組織、運営、審議内容について
	第2回	11月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センター条例(案)、同規則(案)についての検討 ・まちづくり提案制度実施要綱(案)についての検討
平成23年度	第1回	8月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例の一部改正について ・住民投票条例制定に関すること
	第2回	9月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例制定に関すること
	第3回	11月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例制定に関すること
	第4回	12月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例制定に関すること
	第5回	1月29日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり研修会参加(研修) ・住民投票条例制定に関する論点整理
	第6回	3月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例制定に関すること(取りまとめ)
平成24年度	第1回	5月9日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の審議内容について
	第2回	7月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察(船岡生涯学習センター、上川名地区活性化推進組合、まちづくり推進センター)
	第3回	9月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加と協働の促進について
	第4回	11月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例整備の進捗状況について
	第5回	2月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例整備の進捗状況について ・基本条例の一部改正について ・集落支援員(専任)制度の導入について

平成 25 年度	第 1 回	4 月 5 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告についての取りまとめ ・ 平成 25 年度の審議内容について
	第 2 回	7 月 12 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本条例に基づく情報共有について
	第 3 回	8 月 30 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本条例に基づく情報共有について (取りまとめ) ・ 地域計画の策定状況について (報告)
	第 4 回	12 月 6 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度以降の展開について ・ 審議会検討のまとめ (案) について
	第 5 回	2 月 20 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会検討のまとめ (案) について (取りまとめ)

2. 審議会からの提言

本審議会は、基本条例に規定されている重要な規定、制度等の運用状況について検証を行った。審議の結果、次の6項目について審議会から提言する。

- (1) 基本条例に基づく情報共有について
- (2) 地域計画の策定と地域支援について
- (3) まちづくり提案制度について
- (4) まちづくり推進センターについて
- (5) 住民投票条例について
- (6) 大学と町の連携について

(1) 基本条例に基づく情報共有について

①情報発信、共有の現状に対する審議委員の意見

- ・情報公開条例に基づいて公開できる情報の範囲が決まっている中で、まちづくりの原動力となる生きた情報を発信していく工夫が求められる。
- ・広報紙、インターネット、**懇談会、会議**や人伝によるものなど、情報が溢れている状況があり、住民が町の事について調べたいときに、すぐに正確な情報を調べられる環境が必要である。
- ・住民の心を打つ情報の発信のために、情報発信のマネジメント、デザインを検討していく必要がある。
- ・住民が「まちづくりの主役」として、自らの町の情報について積極的に得ていくような自覚を促す必要がある。

②公開・共有すべき情報について

ア. 目的

- ・住民が主役のまちづくりを進めていく中で、住民が主体的に議論し、行動していくための基礎となるものとして情報共有を進める必要がある。
- ・将来的に住民の生活に影響を及ぼすような案件については、事業を進めるに当たり混乱を生じさせないように、当初の段階からの情報共有が必要である。

イ. 管理

- ・住民が理解しやすいような**情報提供と公表発信**を行うため、行政においては、どのような情報をどのように発信、共有していくかのデザインを

行い、~~基準を定め、情報提供と公表の情報をマネジメントしていく~~機能を強化していく必要がある。

ウ. 内容

- ・限定的な情報を出すのではなく、関連するものは一体的な発信をしていく必要がある。
- ~~・住民の中でも対立した形で意見が出てくる可能性のあるものは、それを念頭に置いた情報の出し方を検討すべきである。~~

エ. 時期

- ・参加、参画のベースとなる考え方から、情報発信は事業の卵の段階から行っていくべきである。事業実施を検討していく中で、止むを得ず事業中止となったとしても、経過も含めて公表し、住民の理解を求めていく必要がある。
- ・イベント等の開催など、事業の卵の段階から情報発信し住民参加を得ながら進める方が効果的なものがある一方、~~国や県、他の自治体や事業者などとの交渉が含まれるものなど~~、町が一方的に情報発信することで相手方との信頼関係を損ない、事業の進捗に支障をきたしたり、町民を混乱させてしまう恐れがある内容については、発信する内容、**時期**を慎重に吟味し、町民へ対しては丁寧に説明を行うべきである。

オ. 手法

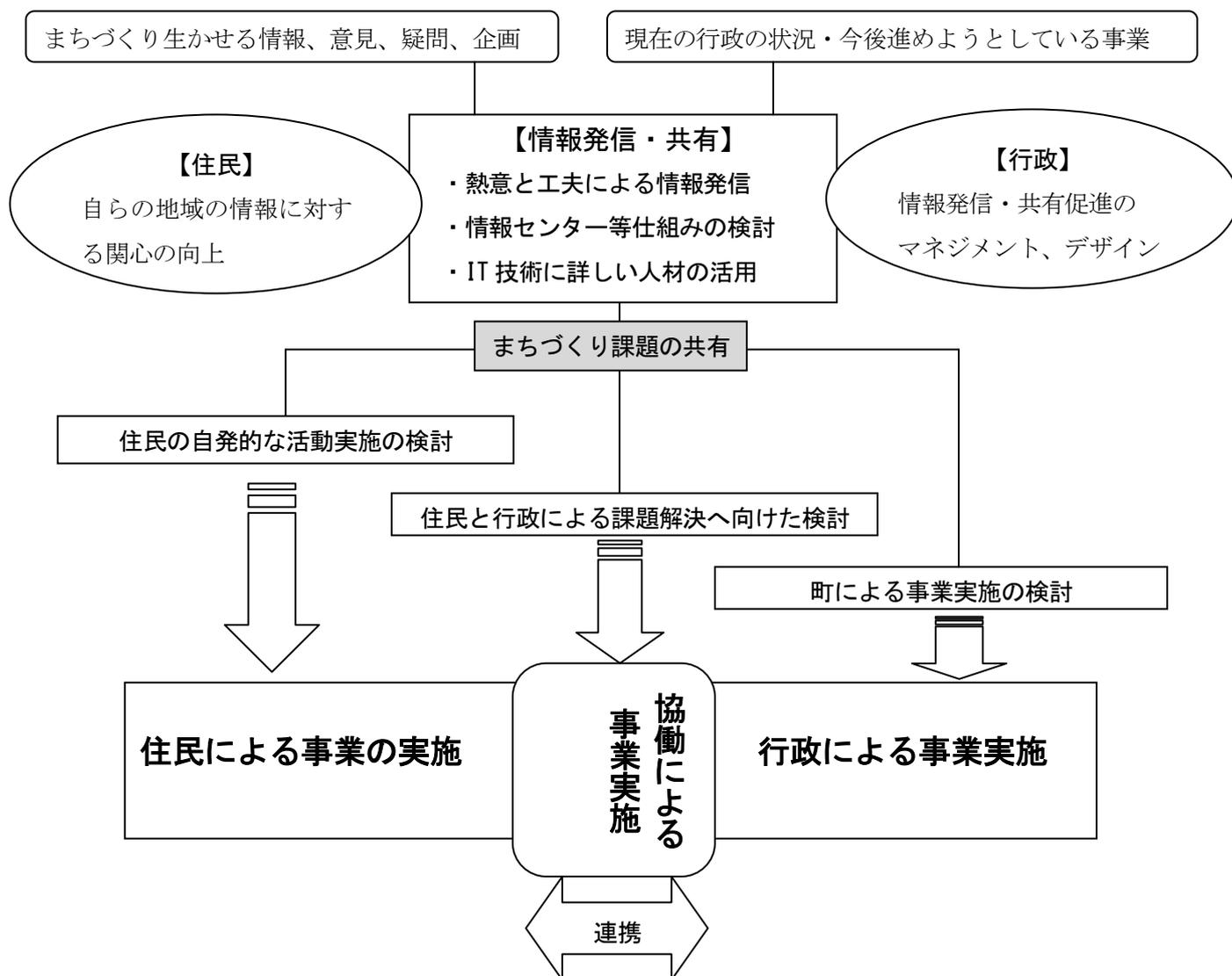
- ・世代により情報を受け取りやすい媒体は異なり、それぞれに合わせた情報媒体について、常に研究し活用に努めていく必要がある。
- ・情報発信は、行政、住民の双方から行われるものであり、両者の接点となって正確な情報を得ることができる情報窓口機能の充実、まちづくりネットワークというようなインターネット上で情報を共有できる仕組みづくりなどの検討が必要である。これらは、まちづくり推進センターの機能として考えていくことも必要である。
- ・町職員が中心となり、如何にすればより注目してもらえるか、工夫と熱意を持って情報発信に努めていくことが基本となるが、例えば、団塊の世代の方でIT技術に詳しい方を上手く活用していくなど、情報発信に地域の人材を有効活用していくことも**必要**である。

カ. その他

- ・情報は、受け手側の意識が情報共有していく上で非常に重要になる。特

に住民の心がけが重要になるが、その意識付けの手段の一つとして、基本条例の中に、住民の役割として「住民は主体的に情報の入手に努める」というような規定を盛り込むべきではないかという意見が審議の過程で出された。

③情報共有に支えられる参加と協働のイメージ



④基本条例の改正について

情報共有は、情報を必要としている対象を考慮し、その対象の年代や地域の実情に応じた手法を、行政側が絶えず工夫していき、共有を充実させていく努力をすることが前提となる。しかし、情報を受ける住民側が、自らの地域やまちづくりに無関心で、情報を得ようとする努力をしなければ、~~情報の一方通行となり~~、真の情報共有の実現はあり得ない。

基本条例の現行規定では、町長、議会による積極的な情報発信、情報共有についての責務の規定はあるものの、情報に対する住民の心構えについては触れていない。

本審議会では、情報共有を一層進めるため、住民の情報へ対する意識を高め、情報を得ようとする住民の心構えについて規定する条文を、基本条例中に追加して規定すべきであるという結論に達した。

(2) 地域計画の策定と地域支援について

基本条例第22条に規定されている、地域計画策定状況を確認し、地域支援のあり方等について検討を行なった結果、地域コミュニティの活性化を一層促進するため、以下の点について提案する。

- ① 地域計画を未策定の地域へ対する策定支援に当たっては、地域の実情や住民が集まりやすい日時などを考慮するとともに、丁寧かつ適切な説明やアドバイスを行い、早期の策定完了を目指すこと。
- ② 地域計画に基づく事業の実施に際しては、地域の実情に応じた支援を行うこと。
- ③ シニア世代が地域で活躍できる場の提供や情報を提供し、地域コミュニティの活性化に結びつけるよう努めること。
- ④ 専任の集落支援員の業務に当たっては、課題解決の糸口となる事業の立ち上げ方や、交渉の仕方など、集落の支援に必要な技術を集落支援員に取得させ、各地域の状況を良く把握し、地域間の連携を図れるように努めること。

(3) まちづくり推進センターについて

基本条例第31条に規定に基づき設置運営されている、まちづくり推進センタ

一の業務、①まちづくり提案制度の運用、②住民等の交流及び連携の促進、③参加と協働によるまちづくりの状況について、現地調査を行い、センターの活用促進について検討を行った結果、推進センターの運用に当たっては、以下の点について提案する。

- ① まちづくりへ意欲のある住民、団体による活動が一つでも実現できるよう、コンサルティング機能を充実させること。
- ② 常に新しい情報、利用者が求めている情報を収集するため、住民の目線で運営に心がけ、収集した情報は誰もが容易に理解することができるよう発信するよう努めること。また、情報の受発信を充実させていくことにより、町の「情報センター」としての住民の認知度を高めていくこと。
- ③ 夜間や休日に講座等を開催するなど、学生や社会人の利用促進に努めること。
- ④ 大型ショッピングセンターの一角に設置されている利点を生かし、住民が立ち寄りやすいと思える場所づくりに努めること。

(4) まちづくり提案制度について

基本条例第30条に規定されている、まちづくり提案制度の活用状況を住民等のまちづくりへの参加を促進という趣旨に沿ったものであるかを確認し、更なる活用促進について検討を行った結果、まちづくり提案制度の運用に当たっては、以下の点について提案する。

- ① 住民等が少しでも提案がしやすくなるよう、手続きや申請書類等の簡素化について検討すること。
- ② 提案しようとして検討している方へは、提案が採択されるよう丁寧かつ適切なアドバイスを行うとともに、関連する情報を提供し、まちづくりへの参加意欲を高めること。
- ③ 新たなまちづくり活動団体を掘り起こすため、これから取組を始めようとする個人、団体又は小規模なまちづくりの実践活動などを支援できるよう ~~直しを行い~~ 制度を検討すること。

(5) 住民投票条例について

基本条例第32条に規定されている住民投票制度の整備に向け、平成23年度の本審議会において、住民投票条例の骨子について審議し、平成24年5月9日に町長へ対し柴田町住民投票条例の制度仕組みの骨子の答申を行った。

平成24年度においては、住民投票条例整備の進捗状況について報告を受け、答申内容との変更点やその経過等などについて調査、検討を行った結果、住民投票制度及び条例の運用に当たっては、以下の点について提案する。

- ① 既存制度（法）に基づき住民投票が請求できる事項があること。

また、柴田町の住民投票制度においては、投票資格者に一定の要件を満たした外国人が含まれることや、住民投票の対象となる事項、請求の要件など、法律に基づく現行制度との違いについて、出来る限り分かりやすく住民へ説明し周知すること。

- ② 住民投票条例は、間接民主制が原則である現行の地方自治制度の中、補完的な位置付けとしての制度であることを踏まえ、**適正に運用されるよう、~~たずらに濫用されることがないよう~~**、住民投票に付すべき重要事項の判断に当たっては、慎重に審査を行うこと。

(6) 大学と町の連携について

仙台大学が立地している当町の特性を活かし、**仙台大学の専門分野である生涯スポーツや健康づくりなどの分野において、大学及び学生が地域づくりに加われるプログラムを検討し、住民の健康増進や魅力的な地域活動の実践に向け、福祉の向上のため**、大学と町が連携した地域づくりを更に進めていくこと。その際には、**大学および学生が町や地域住民と連携しやすく、インセンティブが働く仕組みの検討、調整に配慮すること。**

(7) 今後の課題について

- ① 議事機関である町議会の模様については、住民と町との情報共有として非常に重要であるという観点から、その映像をタイムリーに、かつデータベース化するなどし、インターネット等で誰もが、いつでも閲覧できるような仕組みを検討していただきたい。

- ② 行政運営の透明化および住民と町との情報共有を進める一つ的手段として、基本条例第25条では町の審議会等の会議は原則公開としているが、現状では、どの会議がいつ開催されているかなどの情報発信が不十分であり、本審議会においても傍聴する住民がほとんどいない状況である。審議会等の会議公開に関する基準づくりを行い、会議の開催予定、傍聴の可否の情報については、事前に積極的に発信し、住民が傍聴できる環境づくりをしていくこと。
- ③ 基本条例第31条に規定に基づき設置運営されている「まちづくり推進センター」については、地域支援の充実という観点から考えた場合、生涯学習センターとの連携強化を図っていくことが不可欠である。また、地域支援の充実のため、民間ノウハウの活用の有効性を考え、生涯学習センターも含めて業務のアウトソーシングを検討すること。その際には、基本条例第30条で規定されている提案制度の運用や中間支援組織としての機能のあり方などについて検討すること。また、住民に接する窓口であることを踏まえた事業展開や人員配置などについて配慮していくこと。
- ④ 基本条例第32条に規定する住民投票条例に関し、投票資格者の要件として一定の基準を規定しているが、幅広い層の住民からの意見を聴き、まちづくりに反映させていくことを趣旨とする制度であることを踏まえ、社会情勢の変化や法令等の変更があった場合、投票資格者要件の見直しについては柔軟に対応すること。

住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員名簿

(敬 称 略)

条例上の区分	氏名	役職名等
学識経験のある者 (1号委員)	<small>えんどう やすお</small> 遠藤 保雄	会長 仙台大学教授 東京事務所長
	<small>ふるかわ たかし</small> 古川 隆	宮城大学地域連携センター地域振興部 調査研究部長
公募による者 (2号委員)	<small>さわだ かつひろ</small> 澤田 勝弘	
	<small>こだま よしえ</small> 児玉 芳江	
	<small>しこ だせいぞう</small> 志子田清蔵	
	<small>あべ みちお</small> 阿部 通夫	
町長が特に必要と認 める者 (3号委員)	<small>きら かずあき</small> 吉良 一昭	副会長
	<small>おおほみよこ</small> 大庭三余子	
	<small>はたやま あきこ</small> 畑山 明子	H25.7.12～
	<small>さくらば まさゆき</small> 桜場 政行	H25.3.31 辞任

(事務局)

役 職	氏 名	備 考
事務局長	平間 忠一	まちづくり政策課長
事務局員	藤原 政志	課長補佐
〃	小林 良人	主査
〃	菅野 史明	主事